

家永教科書訴訟

【訴訟】家永三郎氏の執筆した教科書が、文部省の検定で不合格、あるいは条件付き合格の処分を受けたことに對し、違憲・違法であるとして家永氏が起こした訴訟。

【判決】教科書検定が検閲にあたるか否かが争われ、第三次訴訟で最高裁は、1997年、教科書検定は検閲にはあたらず違憲ではないが、検定意見のうち4か所を違法と認定しました。

チャタレー事件

【訴訟】性描写のある小説『チャタレー夫人の恋人』について、刑法でわいせつ文書の頒布・販売罪を定めていることが憲法第21条に違反するか否かをめぐって争われた訴訟。

【判決】1957年、最高裁は、刑法第175条は公共の福祉のための制限であり合憲とし、出版社社長と翻訳者の有罪が確定しました。

立川反戦ビラ訴訟

【事件】2004年、防衛庁官舎に市民団体の3人が「イラクへの自衛隊派遣反対」のビラを配布したところ、住居侵入罪で逮捕された事件。

【判決】一審の東京地裁八王子支部は刑事罰に処するほどの違法性はないとして無罪としましたが、東京高裁では逆転有罪となり、2008年、最高裁は、上告を棄却して有罪が確定しました。この判決については、表現の自由についての限界を懸念する声もあります。

旭川学力テスト事件

【事件】1961年、北海道旭川市の中学校で、全国一斉学力調査（テスト）に反対する教師らがこれを阻止しようとした際に起こった事件。裁判では、この学力テストが違法かどうかについて、教育権や学習権、教育の自由の観点から争われました。

【判決】1976年、最高裁は、教育を受ける側の学習権を認めるとともに、憲法第23条には教育の自由が含まれるとする一方で、国家の教育権も認めました。この判例には、教育を受ける権利を定めた憲法第26条も関連します。

共有林の分割規定

【事件】静岡県に住むある兄弟は1947年に父親から4つの山林を生前贈与され、2分の1ずつの共有の登記を行いました。しかし、兄が弟の了

解なしに山林内の立ち木を伐採して売ったことから二人は対立しました。民法256条では共有物分割自由の原則を規定していますが、当時の森林法第186条では、持ち分価額で過半数がない共有者の分割請求権を否定する規定が存在しました。そのため、この兄弟のように持ち分が半分ずつの共有者は分割できませんでした。弟は山林の分割を認めない森林法第186条の規定について、憲法第29条の財産権を侵害するとして訴えました。

【判決】1987年、最高裁は、分割制限規定は立法目的に照らし著しく不合理で違憲であるとして、この判決をうけて、森林法のこの規程の部分は削除されました。

空知太神社訴訟

【訴訟】北海道砂川市が神社の敷地として市有地を無償提供したことを争点とした訴訟。政教分離を定めた憲法に違反するとして争われました。

【判決】2010年、最高裁は違憲判決を下し、砂川市は市有地を有償で貸し出すことで違憲状態を解消しました。この判例は、信教の自由と政教分離を定めた憲法第20条とも関連します。